

NEC健康・福利共済会 介護環境整備支援金申請書

《申請者 記入欄》（太枠内記入）

提出日 平成 年 月 日

被保険者証 記号・番号	記号	番号	会社名
申請者 (ふりがな) 氏名 [共済会会員]	( )		所属 TELNET
生年月日	昭和・平成	年 月 日	メールNo.
本支援金 対象者 (ふりがな) 氏名	( )		本支援金 対象者の 状況
			会員との続柄
			要介護3以上の認定 ( )該当 ( )該当しない
			会員の扶養家族に該当 ( )該当 ( )該当しない
			会員との同居の有無 ( )該当 ( )該当しない
申請事由	( )住宅改修工事 ( )介護施設入居		
住宅改修工事の詳細 (申請事由欄で「住宅改修工事」に○をつけた場合に記入)			
工事内容	1. 工事対象は本支援金対象者が日常生活を送る住宅(住民票記載地ベース)である		( )該当 ( )該当しない
	2. 実施工事は公的介護保険の「住宅改修費」支給対象に該当する		( )該当 ( )該当しない
	3. 工事完了後に市区町村から「介護保険給付費支給決定通知」を交付されている		( )該当 ( )該当しない
会員の 最終自己 負担額	1. 公的介護保険の支給対象工事の総費用 ※工事業者への支払総額		円(税込)
	2. 自治体からの独自補助額 ※独自補助を受けていない場合は0円と記入		円※非課税
	3. 会員の最終自己負担額 ※自治体からの独自補助額は自己負担額から差し引く		円(税込)
介護施設入居の詳細 (申請事由欄で「介護施設入居」に○をつけた場合に記入)			
入居施設	1. 入居施設は公的介護保険の「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「認知症共同生活介護」のいずれかの事業者指定を受けている		( )該当 ( )該当しない
	2. 施設入居時の支払費用は、支払後に返還されない費用、または毎年一定の償却がされる費用である		( )該当 ( )該当しない
会員の 最終自己 負担額	1. 施設入居時の支払費用 ※施設運営事業者への支払総額		円(税込)
	2. 自治体からの独自補助額 ※独自補助を受けていない場合は0円で記入		円※非課税
	3. 会員の最終自己負担額 ※自治体からの独自補助額は自己負担額から差し引く		円(税込)
添付書類 (申請事由) 住宅改修 工事の場合	《全申請者共通》 ①本支援金対象者の要介護度を確認可能な「介護保険被保険者証」(写) ②市区町村から交付された「介護保険給付費支給決定通知」(写) ③住宅改修費の支払いに係る領収証(写) ④工事完了後に作成した工事内容・金額内訳書(写) (注)③～④は市区町村に提出したもの ⑤会員と本支援金対象者の続柄および住所を確認可能な住民票原本、または戸籍謄本原本 《申請者が本支援金対象者に送金による援助を行なった場合》 ⑥会員の預金通帳のうち、金融機関名と口座名義を確認可能な表紙(写)、および送金の事実を確認可能なページ(写) 《自治体から独自の補助を受けた場合》 ⑦自治体から独自の補助を受けたことが確認可能な交付決定通知書(写)		
添付書類 (申請事由) 介護施設 入居の場合	《全申請者共通》 ①本支援金対象者の要介護度を確認可能な「介護保険被保険者証」(写) ②施設入居に関する契約書(写) ③「特定施設入居者生活介護」、「地域密着型特定施設入居者生活介護」、「認知症対応型共同生活介護」のいずれかの事業者指定を受けた施設であることを確認可能な文書(写) ④入居時一時金の内訳と金額が確認可能な文書(写) (注)③と④の一方または両方の内容が②の中に記載されている場合、記載内容に応じて③と④は提出不要とする。 ⑤入居時一時金の支払いに係る領収証(写) 《申請者が本支援金対象者に送金による援助を行なった場合》 ⑦会員の預金通帳のうち、金融機関名と口座名義を確認可能な表紙(写)、および送金の事実を確認可能なページ(写) 《自治体から独自の補助を受けた場合》 ⑧自治体から独自の補助を受けたことが確認可能な交付決定通知書(写)		

【申請にあたっての注意事項】 本支援金の支給は、同一の本支援金対象者につき1回限りとする。

《健康・福利共済会事務局支部(各社人事総務部門) 記入欄》

受付日 平成 年 月 日

支給額	円	特記事項	承認	担当
事業所名	委任を受けた給付金は、健康・福利共済会で定められた方法で受領し申請者へ支給します。			
代表者名	( )			

《健康・福利共済会事務局本部 記入欄》

資格取得日	昭和・平成	年 月 日	資格喪失日	平成	年 月 日
本支援金対象者	受給歴	有・無	支給決定額	円	支給年月 平成 年 月
特記事項	承認		担当	本部受付年月日	

申請者→支部(各社人事総務部門)→健康・福利共済会事務局本部

毎月25日までに健康・福利共済会事務局本部に到着したものは翌月給与に含めて支給します。